

高槻市社宅等整備促進補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高槻市補助金交付規則（高槻市規則第290号）に定めるもののほか、高槻市社宅等整備促進補助金（以下「補助金」という。）の交付について必要な事項を定めるものとする。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、市内に従業員の居住を目的とした住居を新たに整備またはリフォーム等した法人に対して、その費用の一部を補助することで、生産年齢人口の維持・増加を図り、安定した財政基盤を確保するほか、消費及び雇用等の創出による地域の振興に寄与することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 整備 新築建設・建売購入・賃借またはリフォーム等することをいう。
- (2) リフォーム等 社宅等を継続的に使用するために増築、改築、改修工事等することをいう。
- (3) 社宅等 事業者が従業員の居住を目的として貸与するため、整備する住宅をいう。
- (4) 従業員 期間の定めのない労働契約により事業者には雇用された者（短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成5年法律第76号）第2条に規定する短時間・有期雇用労働者として雇用された者を除く。）をいう。
- (5) 中小企業者 従業員300人以下の法人をいう。
- (6) 補助対象期間 補助年度の前年度の1月1日から補助年度の12月31日まで。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象者は、次の要件を全て満たす者とする。

- (1) 補助対象者は、法人格を有する団体であること。ただし、国及び地方公共団体、その関係機関は除く。
- (2) 補助対象者は、第8条に定める申請時において、高槻市における市税の滞納がないこと。
- (3) 補助対象者は、破産法第18条又は第19条の規定による破産手続開始の申し立てがなされていないこと。
- (4) 補助対象者は、暴力団排除条例（平成25年高槻市条例第33号）第2条第1号から3号に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団密接関係者に該当しないこと。

(補助金交付の要件)

第5条 補助金の交付対象となる社宅等（以下「補助対象社宅」という。）は、次の要件を全て満たすものとする。

- (1) 補助対象社宅は、補助対象者が補助対象期間内に新たに別表に掲げる戸数を整備したものであること。ただし、当該月の初日以外の日から整備した場合は、当該月の翌月初日から整備したものであること。

- (2) 前号の補助対象社宅には、補助対象者が雇用する従業員が、補助対象期間内に居住し、かつ住民登録をしていること。ただし、新築建設の場合は、この限りではない。
- (3) 第1号の補助対象社宅には、入居後、原則2年以上居住すること。なお、やむを得ない事由により2年以内に入居者が変更となる場合は、補助対象者は新たな従業員の入居に努めること。

(補助対象経費)

- 第6条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次に掲げる費用のうち、補助対象者が支払う費用（従業員等が負担する費用を除くもの）とする。
- (1) 補助対象社宅の新築建設または建売購入に要する費用（建設工事費用、建物購入費用等）。ただし、土地及び償却資産にかかる費用及び租税公課は除く。
 - (2) 補助対象社宅のリフォーム等に要する費用（躯体工事費用、増改築費用、給排水衛生設備等の設備工事費用等）
 - (3) 補助対象社宅の賃借に要する費用（家賃、共益費等）ただし、保証金は除く。
 - (4) その他市長が必要と認める費用
- 2 リフォーム等の区分に属する費用のうち、次に掲げるものは補助対象経費から除外する。
- (1) 通常の入居による損耗に伴う備品の修繕・交換等に要する費用。
 - (2) 経年劣化に伴う軽微な工事・補修等に要する費用。
 - (3) 住戸を備える建物に関与しない共用部の改修工事等。
 - (4) 耐震工事、バリアフリー工事等、その主たる目的が本補助金の交付の目的に沿わないもの。
 - (5) その他、前各号に類するもの。
- 3 他の国庫補助や国費を財源とする補助金、寄付金その他の収入がある場合は、補助対象経費から除外するものとする。

(補助金の交付額)

- 第7条 補助金の交付額は、予算の範囲内において、別表に掲げる区分に応じた補助限度額及び補助対象経費の額のうち、低い方の額とする。ただし、リフォーム等に要する補助対象経費は、前条の補助対象費用に2分の1を乗じた額とする。
- 2 前項の規定により算出した額の合計額に1,000円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てる。
 - 3 同一の補助対象者に対する補助金の交付は、単年度につき1回とする。

(交付申請及び実績報告)

- 第8条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、各号に掲げる書類を、市長が定める期日までに、市長に提出しなければならない。
- (1) 高槻市社宅等整備促進補助金交付申請兼実績報告書（様式第1号）
 - (2) 補助対象社宅入居者の雇用及び住民登録に関する調書兼誓約書（様式第2号）
 - (3) 要件確認申立書（様式第3号）
 - (4) 法人の登記事項証明書
 - (5) 中小企業者の場合、中小企業者であることが確認できる書類（確定申告に係る「法人事業概況説明書」等の写し）

- (6) 補助対象社宅入居者の雇用及び住民登録が確認できる書類
(住民税の給与支払い報告書(特別徴収)等の写し)
- (7) 社宅等を新築建設・建売購入する場合、当該事実を確認できる書類
(建築工事請負契約書、売買契約書、登記事項証明書等の写し)
- (8) 社宅等をリフォーム等する場合、当該事実を確認できる書類
(リフォーム等工事の契約書、登記事項証明書等の写し、対象工事の内容が確認できる図面、対象工事前後の写真)
- (9) 社宅等を賃借する場合、賃貸借契約の内容並びに社宅等として利用する目的での賃借が確認できる書類(賃貸借契約書、入居者への引渡し書等の写し)
- (10) 補助対象経費の支払が確認できる書類(領収書等の写し)
- (11) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第9条 市長は、前条の規定による補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う調査等により、次に掲げる事項について調査し、補助金を交付すべきであると認めたときは、速やかに補助金の交付の決定をするものとする。

- (1) 法令、条例及び規則(以下「法令等」という。)に違反していないこと。
- (2) 予算の範囲内であること。
- (3) この補助金交付の要件を満たし、かつ、補助金交付の目的及び内容が適正であること。
- (4) 補助対象経費及び補助金の額の算定に誤りがないこと。
- (5) その他市長が必要と認める事項

2 市長は、前項の場合において適正な交付を行うため必要があるときは、補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて補助金の交付の決定をすることができる。

3 市長は、第1項の調査の結果、補助金を交付することが不適当であると認めたときは、速やかに補助金を交付しない旨の決定をするものとする。

4 市長は、前条の規定による補助金の交付の申請があった日から30日以内に、当該申請に係る補助金の交付の決定又は補助金を交付しない旨の決定をするものとする。

(補助金交付の条件)

第10条 市長は、補助金の交付を決定する場合において、補助金の交付の目的を達成するため、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 第5条第1項第2号における居住要件については、必要に応じて市長が確認を行い、その結果補助金交付の要件を満たさない場合は、補助金返還等を行うこと。
- (2) 市長が補助金の交付申請その他の必要な事項についての確認及び検査を求めたときは、これに協力すること。
- (3) 法令等及びこの要綱を遵守すること。

2 市長は、補助金の交付の目的を達成するため必要がある場合には、前項に定める条件のほか必要な条件を付することができる。

(決定の通知)

- 第11条 市長は、補助金の交付の決定をしたときは、高槻市社宅等整備促進補助金交付決定通知書（様式第4号）により、速やかに申請者に通知するものとする。
- 2 市長は、補助金を交付しない旨の決定をしたときは、高槻市社宅等整備促進補助金不交付決定通知書（様式第5号）により、速やかに申請者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

- 第12条 申請者は、前条第1項の規定による通知を受けた場合において、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受けた日の翌日から起算して10日以内に限り、申請の取下げをすることができる。
- 2 前項の申請の取下げは、高槻市社宅等整備促進補助金交付申請取下書（様式第6号）を市長に提出することにより行わなければならない。
- 3 第1項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定は、なかったものとみなす。

(補助金の交付)

- 第13条 第11条第1項の交付決定通知を受けた者は、その通知を受けた日から14日以内に高槻市社宅等整備促進補助金交付請求書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、前項の交付請求書を受けた日から30日以内に、補助金を交付するものとする。

(決定の取消)

- 第14条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。
- (1) 虚偽の申請その他不正の手段により補助金の交付の決定又は交付を受けたとき。
 - (2) 前条第1項の請求行わないとき。
 - (3) この要綱及び関係法令に不適合若しくは違反したとき。
 - (4) 第4条の各号に該当しないことが判明したとき。
 - (5) 前各号のほか、市長が補助金を交付することが著しく不相当であると認めるとき。
- 2 市長は、第1項の規定による取消しをしたときは、高槻市社宅等整備促進補助金交付決定取消通知書（様式第8号）により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の返還)

- 第15条 第13条第2項の規定により補助金の交付を受けた者（以下「被交付者」という。）は、第10条第1項各号の規定に違反または前条第1項の規定により交付決定を取り消された場合、市長が定める期日までに、当該補助金の額を返還しなければならない。

(加算金及び延滞金)

- 第16条 被交付者は、第14条第1項の規定による取消しにより、補助金の返還を求められたときは、その請求に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額とし、100円未満

の端数があるときはこれを切り捨てる。)につき、年7.3パーセントの割合で計算した加算金を市に納付しなければならない。

- 2 第1項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、被交付者の納付した金額が返還を求められた補助金の額に達するまでは、その納付額は、まず当該返還を求められた補助金の額に充てられたものとする。
- 3 被交付者は、第1項に定める場合を除き、補助金の返還を求められ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額とし、100円未満の端数があるときはこれを切り捨てる。)につき、年7.3パーセントの割合で計算した延滞金を市に納付しなければならない。
- 4 市長は、被交付者が第1項又は前項の規定により補助金に係る加算金又は延滞金を納付する場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、補助対象者の申請により、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。

(財産の管理及び処分の制限)

- 第17条 補助事業者は、補助対象事業により取得した財産又は効用の増加した財産(以下「取得財産」という。)については、補助対象事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- 2 補助事業者は、取得財産について台帳を設け、その保管状況を明らかにしなければならない。
 - 3 補助事業者は、取得財産を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、あらかじめ取得財産の処分承認申請書(様式第9号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、補助事業者が補助金の全部に相当する額を市に返還した場合、または補助金の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して市長が定める期間を経過した場合は、この限りでない。
 - 4 市長は、前項の規定による取得財産の処分の承認をするものとする場合は、速やかに取得財産の処分承認書(様式第10号)により当該補助事業者に通知するものとする。
 - 5 第3項の市長が定める期間については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める期間の例によるものとする。

(雑則)

第18条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施について必要な事項は所管部長が定める。

附 則

第1条 この要綱は、平成25年11月28日から施行する。

第2条 この要綱は、その施行の日から3年以内に検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

第3条 平成25年度の補助対象期間は、第3条第4号の規定に関わらず平成25年4月1日から平成26年2月28日までとする。

附 則

第1条 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

第2条 この要綱は、その施行の日から3年以内に検討を加え、その結果に基づいて所要の措置

置を講ずるものとする。

附 則

第1条 この要綱は、平成27年7月30日から施行する。

第2条 改正後の要綱の規定は、平成27年3月1日以後の補助対象期間に係る補助金について適用し、同日前の補助対象期間に係る補助金については、なお従前の例による。

第3条 この要綱は、その施行の日から3年以内に検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則

第1条 この要綱は、平成30年7月30日から施行する。

第2条 改正後の要綱の規定は、平成30年3月1日以後の補助対象期間に係る補助金について適用し、同日前の補助対象期間に係る補助金については、なお従前の例による。

第3条 この要綱は、その施行の日から3年以内に検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則

第1条 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

第2条 改正後の要綱の規定は、平成31年3月1日以後の補助対象期間に係る補助金について適用し、同日前の補助対象期間に係る補助金については、なお従前の例による。

第3条 この要綱は、その施行の日から3年以内に検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則

第1条 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

第2条 改正後の要綱の規定は、令和3年3月1日以後の補助対象期間に係る補助金について適用し、同日前の補助対象期間に係る補助金については、なお従前の例による。

第3条 この要綱は、その施行の日から3年以内に検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則

第1条 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

第2条 この要綱は、その施行の日から3年以内に検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第7条関係）

補助対象 社宅戸数	1戸あたり補助額			
	新築建設・建売購入・リフォーム等		賃借	
	中小企業	中小企業以外	中小企業	中小企業以外
1～2戸	対象外			
3戸以上	20万円	対象外	10万円	対象外
5戸以上	20万円		10万円	
補助限度額 (最大戸数)	1,000万円 (最大50戸)		500万円 (最大50戸)	